

令和7年（2025年）8月吉日

関係者各位

一般社団法人境港青年会議所  
理事長 平野 陽平  
創立60周年実行委員会実行委員長 岩田 啓佑

「さかい夢みなと朝市Ⅲ～そして伝説へ～」出店のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、一昨年と当会議所の事業として開催し、大変ご好評をいただいております「さかい夢みなと朝市」を、今年は2025年9月28日（日）に市内竹内団地の境夢みなとターミナル周辺で開催いたします。このイベントは、今年創立60周年を迎える当会議所の記念事業として実施します。

当会議所は、創立60周年という節目に「百海繚乱～咲き誇れ ひとと海～」というスローガンを掲げました。これは、まちに関わる全てのひとの想いや夢が繋がり、海と文化に誇りを持ち、まちを愛するひとが咲き乱れる花のように溢れてほしいという想いを込めたものです。

この朝市を通じて、境港に「山陰のいいもの」を大集結させ、県内外に山陰の地場産品をPRし消費を促進し、山陰の農林水産・物産振興を図るとともに、境港らしい海辺の賑わいを継続的に創出したいと考えております。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、この朝市を盛り上げていただける出店者を募集します。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 回答方法：申込書に必要事項を記載し、FAXまたはメールで送付して下さい。

2. 回答期限：2025年8月29日（金曜日）必着

※飲食、物販、キッチンカーで約100店舗分のスペースを想定しております。

※出店希望者が多かった場合は先着順となる場合がありますので早めの申込みをお願いします。予めご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

さかい夢みなと朝市担当

一般社団法人境港青年会議所

担当者：田中 大志

境港青年会議所事務局

〒684-0033 鳥取県境港市上道町 3147

TEL：0859-44-2700

FAX：0859-44-4649

E-mail：sakaijc@chukai.ne.jp

※質問・お問い合わせに関しては、FAX又はメールでお願いします。

## 1. 実施概要

### (1) 名称 さかい夢みなと朝市Ⅲ～そして伝説へ～

### (2) 目的

- ・ 山陰の農産物・水産物を中心とした物産の発信
- ・ 海辺の公共空間の継続的な賑わいづくり
- ・ 子どもの食育や水産との関わりづくり
- ・ 朝市をプラットフォームとした既存施設・水産イベントとの連携による相互発展、境港のブランドを内外に発信
- ・ 宿泊客の増加等の観光振興

### (3) 開催概要

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日時    | 2025年9月28日（日）午前10時～午後8時  |
| 場所    | 境夢みなとターミナル周辺（鳥取県境港市竹内団地） |
| 来場者目標 | 10,000人                  |
| 主催    | 一般社団法人境港青年会議所            |

## 2. 出店募集要項

### (1) 応募資格

- さかい夢みなと朝市の理念を理解した上、自己又は自団体の役員もしくは関係者等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証すること。
- 1. 反社会的勢力（定義は別紙の通り）
  - 2. 反社会的勢力の構成員（定義は別紙の通り）
  - 3. 反社会的行為を行うもの（定義は別紙の通り）
  - 4. 反社会的勢力が役員となっている事業者
  - 5. 反社会的勢力であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - 6. 反社会的勢力であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - 7. 反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員に経済上の利益、又は便宜を供与している者
  - 8. 反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 9. 反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員であると知りながら、これらを利用している者

### (2) 基本設備（主催者が用意する各店舗あたりの設備）

- テント及びウェイト
- 小間スペース（横幅2.7 m×奥行き3.6 m）。
- 長机2台、椅子2脚（この他、必要な場合は各自ご用意をお願いします）
- 電気設備（店舗での照明器具、コードリールはご用意ください）

### (3) 共同設備

- 給排水設備 2 か所（ターミナル側に設置、出店者による共同利用）

### (4) 出店料

| 業態     | テント  | スペース広さ                  | 出店料     |
|--------|------|-------------------------|---------|
| 飲食     | レンタル | 1.5 間×2 間 (2.67m×3.55m) | 20,000円 |
| 物販     | レンタル | 〃                       | 15,000円 |
| キッチンカー | －    | －                       | 17,000円 |

### (5) 出品物の管理・取扱・保全

- 飲食物の販売にあたっては、買回りを推奨しており、1 食で満腹となるような大盛商品の販売はお控えください。
- 飲食物の販売にあたっては、食中毒等の発生防止について所轄保健所の指導のもと、万全の対策をお願いします。
- 持参した展示物・装飾・調理器具等は、昼夜を問わず、出店団体の責任において管理してください。雨対策や出展物を布で覆うなどの工夫、高価な物は出店者で持ち帰るなど、各自で対策をとってください。
- 天災、火災、不可抗力による事故や破損・紛失等が発生しても、実行委員会はその責任を負いません。
- 販売を行う際、金銭の管理には十分にご注意願います。主催者はその責任を負いません。
- 会場は公共の場所となりますので、施設の破損等が無いように十分に気を付けてください。
- 原材料の細切などの仕込み行為はその場で行わないでください。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設で行い、必要に応じて使用直前まで十分に冷蔵したものを使用してください。

### (6) 留意事項

- 地元で水揚げされた海産物、山陰の地場産品、地元食材を使った料理の提供を推奨します。
- 飲食物のみならず、「山陰のいいもの」を使った特産品の物販出店を推奨します。
- 原則一つの団体につき出店ブースは1 区画です。

### (7) 清掃・ゴミ処理

- 出店者は必ず通路側にもゴミ箱を設置してください。ゴミはご自身でお持ち帰りください。飲食スペースや公共空間内のゴミは主催者が処分いたします。

### (8) 雨天対応について（荒天による中止判断）

- 雨天決行。
- 荒天の場合の判断は、開催日の当日の午前5時頃を予定しています。

**(9) 火気、危険物の持ち込みなど**

- 消防法令等で定められた危険物（プロパンガス等）を持ち込む場合は、申込書にご記入ください。
- 消火器は各自で持ち込んでいただきますようお願いします。

**(10) 保健所への申請**

- 食品を取り扱われる場合は保健所への申請が必要になりますので、主催者が取りまとめて申請いたします。
- 順次「別紙（営業類似行為開設届）」を送付しますので、FAX またはメールでご返送ください。特に会場で調理・取り扱いをする場合は、「食品の営業類似行為に際しての注意事項」を合わせて送付しますので、ご確認をお願いします。
- 鳥取県の露天営業許可書を持っている場合はその旨を申込書にご記入ください。

**(11) 主な禁止事項**

- 主催者が指定した区画以外での販売営業
- 敷地の全部もしくは一部を第三者に使用させ、転貸・譲渡すること

**(12) アンケートのお願い**

- 本事業は継続的な賑わいづくりも目的のひとつとなっています。その検証の為、各種アンケートや売り上げ・客数記録等の提出のご協力をお願いいたします。

**(13) 今後のスケジュール**

- 出店者募集期間 8月5日（火）～8月29日（金）
- 8月下旬 出店者説明会、出店場所の抽選
- 9月上旬 保健所へ営業類似行為提出  
——— 以下、予定 ———
- 9月27日（土）準備・搬入予定（16：00～22：00）
- 9月28日（日）本番の各店舗搬入（7：00～9：30）  
※撤収完了は9月28日（日）22時まで

# さかい夢みなと朝市 出店申込書

年 月 日

## ■出店申込者

出店団体名

代表者名

所在地

TEL FAX

担当者名

担当者携帯電話

担当者Eメール

## ■業態

☐ 飲食 (1.5間×2間) ☐ 物販 (1.5間×2間) ☐ キッチンカー

※テントは主催者が用意したものをお使いいただきます。

## ■販売商品 (価格)

(商品名) (商品名)

(商品名) (商品名)

(商品名) (商品名)

(商品名) (商品名)

■調理 あり - なし

■ガス あり 台 - なし

■電気

※使用する電気器具について「器具名」、「消費電力」、「台数」をご記入ください。

※キッチンカーの方は発電機はご自身でご用意ください。

| (器具名) | (消費電力 又はガス) | (台数) |
|-------|-------------|------|
|       | W           | 台    |
|       | W           | 台    |
|       | W           | 台    |
|       | W           | 台    |
|       | W           | 台    |

■搬入予定日 月 日 ( ) 時ごろ

■其他要望事項

## 反社会的勢力、反社会的勢力の構成員及び反社会的行為の定義

「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する者又は団体（その構成団体の構成員及びこれらと密接な関連を有する者を含む。）をいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下同じ。）をおこなう恐れがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給をおこなうなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供をおこなうなど暴力団の「維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。」
- (6) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等をおこなう恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等をおこなう恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (8) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (9) その他前各号に準ずる者（以下、第 (1) 号から本号までに掲げる者を「暴力団員等」という。）
- (10) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (11) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (12) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (13) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (14) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 「反社会的行為」とは、以下の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、他の構成員の信用を毀損し、又は他の構成員の業務を妨害する行為
- (5) その他上記 (1) 乃至 (4) に準ずる行為

以上